

介護職員（初任者・実務者）研修受講費助成金交付判断基準

- ① 介護職員初任者研修課程,または平成28年4月以降に実務者研修課程を修了していること。
- ② 研修課程の終了後,6ヶ月以内に雇用され,現に介護施設等に就労していること。
※ 介護施設等とは,下記の表に記載する各法律に定められたサービスを提供する事業所です。

法律	サービス内容
介護保険法	居宅サービス事業所,地域密着型サービス事業所及び介護保険施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助

- ③ 介護施設等は,館山市内に限る。
- ④ 申請は,研修課程の修了後,6ヶ月以内にする。
- ⑤ 申請時には,館山市の住民基本台帳に記録されていること。
- ⑥ 申請時には,市税の滞納がないこと。
※ 市税:館山市市税条例に規定する市税及び館山市国民健康保険税条例に規定する国民健康保険税
- ⑦ 国及び他の地方公共団体から,研修の受講に係る経費の助成を受けないこと。